

非常時・有事における対応で主なもの

非常時

災害
事故

テロ・政変等
の治安悪化

有事

武力攻撃事態
武力攻撃予測事態
緊急対処事態

周辺事態

自然災害
大規模事故
時の輸送

日本におけるテロ
外国における政変
時等の輸送

災害対策基本法
災害救助法

- ・都道府県による従事命令

海上運送法

- ・国による航海命令(国内輸送)

※国際輸送については、現在、航海命令は規定されていない

自衛隊法
・都道府
県による
従事命令

国民保護法

- ・都道府県、市町村
による指定公共機
関に対する避難住
民の運送の求め
- ・国、都道府県、市
町村による指定公
共機関に対する緊
急物資の運送の求
め

周辺事態法

- ・国による
協力依頼

非常時における国際輸送の具体的想定事例について

国内で事故・災害が発生した際に、外国から緊急物資を輸送する場合

- 大規模地震、台風などの自然災害により、広範な地域が被災し、国内で調達できる緊急物資（仮設住宅、食料、燃料、建設資材、医療設備など）が不足した場合
- 大規模産業施設の爆発事故などの事故災害により、広範な地域が被災し、国内で調達できる緊急物資（仮設住宅、食料、燃料、建設資材、医療設備など）が不足した場合
- 国内でテロが発生し、その結果、多くの国民が被災し、又はそれに起因する事故災害が起こり、国内で調達できる緊急物資（仮設住宅、食料、燃料、建設資材、医療設備など）が不足した場合

外国で灾害、治安悪化等が発生した際に、邦人を安全な地域に輸送する場合

- 外国での灾害、治安悪化等により、当該国に在住する邦人を周辺国又は日本に救出する必要が生じた場合で、当該国の空港閉鎖などで航空輸送ができない場合
(参考) 2006年のレバノン紛争では、諸外国は船舶をチャーターしレバノンに在住する自国民を周辺国に避難させた。
1998年のインドネシア危機時に、航空機による邦人救出が困難になった場合に備え、貨物船がシンガポールで待機した。

便宜置籍国である外国で治安悪化等が発生した結果、当該国籍船が運航できなくなった場合等

- 便宜置籍国である外国で治安悪化等が発生した結果、当該国による徴用や他国による入港制限などにより邦船社が運航する当該国籍船を運航できなくなり、日本籍船による日本への生活必需物資の輸送が必要になった場合
- 船員供給国である外国で治安悪化等が発生した結果、邦船社が運航する船舶の外国人船員が不足し、日本人船員が配乗している船舶による日本への生活必需物資の輸送が必要になった場合

その他

- 国内で災害が発生し、宿泊施設の整備された外航旅客船をホテルシップとして使用する場合
(参考) 2005年のハリケーン（カトリーナ）のとき、米国は外航旅客船を長期チャーターし、ホテルシップとして使用した。

航海命令について

国際海上輸送への航海命令導入の必要性

災害の救助その他公共の安全の維持のため、現在内航海運については、現行海上運送法において、国が船舶運航事業者に対し、航海を命ずる航海命令の規定が置かれている。

一方、国際海上輸送についても、同様の事態が生じた場合に、自発的に当該航海を行う者がない場合又は著しく不足する場合が想定される。今般、安定的な国際海上輸送の確保を図る観点から、新たに国際海上輸送を対象とした航海命令制度を導入することの検討が必要。

航海命令とは

航海命令とは、海上運送法第26条に基づき、船舶運航事業者に対し、その意思の如何に拘わらず、人又は物の運送を強制するものである。

この命令は、事業活動に対する重大な干渉であるから、同法は、その発動の場合を厳正に制限するとともに、この命令により、損失が生じた場合には、国家が、それに対し、完全に補償すべきことを第27条に規定して、その濫用の防止及び私企業の権利保護に遺憾のないことを期している。

参照条文

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（抄）

（航海命令）

第二十六条 国土交通大臣は、本邦の各港間の航海であつて、当該航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、且つ、自発的に当該航海を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

2 前項の規定による命令で次条の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でこれをしなければならない。

（損失の補償）

第二十七条 前条の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、当該船舶運航事業者がその航海を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

3 前項の補償の額の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

5 前各項に定めるもののほか、損失の補償に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

昭和26年における海上運送法の改正について

昭和24年の海上運送法制定当初、航海命令をなしうるのは、「本邦の各港間の航海」に限定されていなかった。

しかしながら、海運同盟への加入に際し、海上運送法第27条の損失補償の規定との関連において、外航船舶運航事業については、航海命令による損失補償の名目で、実質的に補助金を支給するような疑惑をもたれる可能性があるため、このような航海命令をなしうるのは、「本邦の各港間の航海」に限ることを明記する改正を昭和26年に行っている。